

沼津市高齢者向け優良賃貸住宅選定事務取扱要領

平成18年8月1日 建設部長決裁

(目的)

第1 この要領は沼津市高齢者向け優良賃貸住宅制度実施要領第3条第4項の規定により、高齢者向け優良賃貸住宅を整備する者の選定に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(会議の設置)

第2 沼津市高齢者向け優良賃貸住宅を選定するため、沼津市高齢者向け優良賃貸住宅選定会議（以下「会議」という。）を置く。

(組織)

第3 会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

建設部長

建設部住宅営繕課長

都市計画部計画課長

都市計画部建築指導課長

市民福祉部いきいき長寿課長

2 議長は建設部長をもって充て、会議の会務を統括する。

3 議長が会議に出席できない事情があるときは、議長のあらかじめ指定した委員がその職務を代行する。

(会議の運営)

第4 会議は、議長が招集する。

2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。ただし、委員が出席できない事情があるときは、当該委員の指定をもって代理出席させることができる。

3 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

4 議長は、緊急その他の事由により会議を開くことが出来ないときは、会議を招集せず、議案の持ち回りにより審議することができる。

(選定の基準)

第5 沼津市高齢者向け優良賃貸住宅の選定に関しては、次の項目を選定基準とする。

- (1) 沼津市高齢者向け優良賃貸住宅整備基準に適合すること
- (2) 建設及び立地状況が優れていること
- (3) 市内全体のバランス（既設高齢者向け優良賃貸住宅及び公的住宅）を考慮すること

（庶務）

第6 会議の庶務は、建設部住宅営繕課において処理する。

（その他）

第7 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

この要領は、決裁日から施行する。